

携帯電話・スマートフォン、通信型ゲーム機等の利用にかかわる保護者の皆様へのお願い

日頃は、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、昨今県内において、児童生徒の携帯電話やスマートフォン、通信型ゲーム機等の利用による様々なトラブルが発生しています。進学・進級時期になり、新たに携帯電話やスマートフォン、通信型ゲーム機など、ネット・メールにかかわる機器を購入する児童生徒が多くなると予想されます。そこで、少しでもトラブルを回避し、より安全で安心な学校生活を送れるように、以下の内容をよくお読みいただき、ご理解の上保護者の皆様の管理のもと、適正な利用ができるようご協力をお願い申し上げます。

記

1 携帯電話の名義について

特に支障のない限り、**お子様の携帯電話の名義は保護者にしてください**。保護者名義であれば、お子様に何かあった時に、すばやく対応することができます。

2 フィルタリング（アクセス制限・機能制限等）について

青少年インターネット環境整備法により、18歳未満の青少年が携帯電話を利用する場合は、保護者にフィルタリングを利用する義務があります（裏面参照）。お子様を守るために、必ず利用してください。

3 無料通信アプリやSNS等の利用について

無料通信アプリやSNS等の利用によって、命にかかわるような重大な被害に遭ったり、人間関係や金銭のトラブルに巻き込まれたりする事案が多発しています。次のことを守り、自分自身や家族、周囲の友達を守るように心がけてください。

*無料通信アプリ：LINE、Skype、カカオトークなど、通話やメッセージのやり取りが無料でできるもの

*SNS(Social Networking Service)：twitter、Facebook、Google+など、文章や画像を投稿できるもの

(1) 個人情報管理の徹底

ストーカーや金銭被害を避けるためにも、個人情報（氏名、住所、学校名、電話番号、メールアドレス等）を安易に書き込まない。また、個人情報入力を必要とするサイト等へ登録するときは、必要性やサイトの信頼性を十分に確認してから行ってください。

(2) 他人のプライバシー及び人権の保護

自分自身はもちろんのこと、他人（友人であっても）のプライバシーや人権の保護には最大限の注意を払いましょう。特に、画像や動画の不用意な投稿は、写っている本人の一生を台無しにする可能性があります。

(3) 社会的なルールや法律の順守

悪ふざけのつもりで、社会的なルールを逸脱した行為や法に触れる行為を撮影した画像を投稿する風潮が若者の間にあります。投稿する行為以前に、その行為自身が許されるものではありません。社会のルールを守ることにについて、家庭において親子の対話を進めてください。

4 家庭内での携帯電話利用ルール作りについて

親子でよく話し合って、利用する時間帯、やりとりする内容、料金（有料アプリ・音楽・ゲーム等のダウンロード）等について、ルールを作り、その都度見直しをするようにしてください。

5 困った時の対応について

被害に遭ったり、トラブルに悩まされたりする時は、一人で抱え込まずに、周囲の大人（家族や学校の先生等）に相談してください。

<参考資料>

◇文科省及び内閣府よりリーフレットが発行されております。下記のURLよりダウンロードできます。

【文科省】「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」（2013年版）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm

【内閣府】「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」（H26.1版）

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

裏面に資料があります

18歳未満のスマホ契約時

閲覧制限手続き義務化

県が条例改正案提出へ

18歳未満の子どもをインターネットの有害サイトから守ろうと、県が携帯電話の事業者と保護者に契約の際、サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」の手続きの義務化を検討していることが19日、分かった。6月県議会に関連議案を提出、10月1日の施行を予定している。

(森川みどり)

スマートフォンが普及に伴い、インターネットの出会い系やアダルト、暴力、薬物サイトを通じ、未成年が犯罪に巻き込まれる事例が多発していることから、県青少年健全育成条例を一部改正する。事業者と販売店に、使用者が18歳未満かどうかの確認と、保護者にフィルタリングの必要性を説明することを義務化する。保護者にはフィルタリングを利用しない場合、理由の書面提出の義務化を検討している。

事業者には立ち入り調査で未実施と判明した場合、勧告し、それでも従わない場合は事業者名を県のホームページで公表する。

県教育委員会が、小学1年から高校3年を対象に、昨年11月から今年1月に実施した調査では、「自分の携帯電話を持っている」と答えた児童が、小学1年生で17%、中学生で30%程度で、高校生は97・7%と急増している。このうちスマホを所持している高校生は87・8%

一方で「フィルタリングをしている」と答えた割合は、小学生が60%、中学生が65%、高校生が56%。フィルタリングが十分に活用されていない現状が浮き彫りとなった。

県内でも観光地や飲食店で、無線LAN回線のインターネット接続が増加しているとい、県PTA連合会は昨年11月、県教委にフィルタリングの利用に

で、インターネットを利用しやすい環境にある。

関する条例改正を要望していた。県男女参画青少年課では「フィルタリングの利用を啓発する意味でも、条例は非常に効果的。子どもたちが犯罪に巻き込まれないためには、大人が未然に防止策を講じることが大切」としている。